

## 新型コロナウイルスに関する助成金について（3月19日時点）

### 【現在、実施されている助成金の種類】

現在、申請受付をしている新型コロナウイルス対策の助成金は以下のとおりである。

1. 時間外労働等改善助成金（職場意識改善特例コース）
2. 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）
3. 雇用調整助成金

なお、これらの助成金は、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした助成金となっているため、通常の助成金と比べて、申請期限・受給申請期限が短くなっています。

### 1. 時間外労働等改善等助成金（職場意識改善特例コース）

この助成金は、病気休暇制度や子供の休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することを目的とした助成金となっています。

#### （対象事業主）

労働者災害補償保険法の適用事業主で、特別休暇の規定の整備を行う中小企業の事業主であること。

#### （助成金の対象となる経費）

以下のいずれかの事業を行う際に発生した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費

（1）労務管理担当者に対する研修（業務研修を含む。）、労働者に対する研修（業務研修を含む。）、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更、人材確保に向けた取組の事業

（2）労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計、テレワーク用通信機器、その他の労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の事業

#### （助成金額）

上記の経費のうち3/4相当額（上限50万円）

### ※注意点

職場意識改善特例コースについては3月13日までに交付申請をしたものが特例対象となりますが、3月14日以降に交付申請をしたものについては、4月以降に交付するかどうかの

決定が行われます。

参照：厚生労働省「時間外労働等改善助成金（職場意識改善特例コース）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

## 2. 時間外労働等改善等助成金（テレワークコース）

（対象事業主）

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規（試験的に導入する事業主も対象）で導入する中小事業主

（交付申請期限）

令和2年2月17日から5月25日まで

※なお、2月17日以降交付決定を受けるまでの期間について、要件に合致した取り組みを行った場合は、その期間についても助成対象となります。

（支給申請期間）

令和2年7月15日締切

（助成対象となるもの）

以下のいずれかの事業に係る経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費が対象となります。

- ・テレワーク用通信機器の導入、運用
- ・就業規則、労使協定等の作成・変更
- ・労務管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修
- ・周知、啓発
- ・外部専門家によるコンサルティングの事業

（助成金額）

上記に要した経費の1/2相当額（上限100万円）

（お問い合わせ先）テレワーク相談センター

電話：0120-91-6479

HP：<https://www.tw-sodan.jp/>

### 3.雇用調整助成金の特例

(対象事業主)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

(特例措置の内容)

- ① 令和2年1月24日以降の休業等計画届出の事後届出の締め切りが令和2年5月31日までに延長
- ② 生産指標の確認期間が1か月に短縮(原則3ヶ月)
- ③ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象
- ④ 最近3ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑤ 雇用保険の被保険者期間が6か月未満の労働者も対象
- ⑥ 過去に雇用調整助成金の受給を受けたことがある事業主で
  - ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象
  - イ 過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となる休業等の支給限度日数までの受給を可能とする

(助成金額)

・休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する費用の2/3相当額(大企業は1/2相当額)

・教育訓練を実施したときの加算額 1人1日当たり1,200円

・支給限度日数 1年間で100日

(参照)：厚生労働省「雇用調整助成金」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【執筆者】

マネーライフワークス 代表

社会保険労務士 岡崎 壮史

携帯：080-1552-3523

メール：[money.life.works@gmail.com](mailto:money.life.works@gmail.com)

Hp：[https://peraichi.com/landing\\_pages/view/moneylifeworks](https://peraichi.com/landing_pages/view/moneylifeworks)